

J R 東海労働関西地「発」第5号  
2020年12月16日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

新大阪第二事業所社員の新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ

12月8日、新大阪第二事業所社員が新型コロナウイルスに感染したことが判明した。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は非常に厳しいものとなっており、誰が感染してもおかしくない状態である。この厳しい状況のなか、感染予防対策やクラスター対策はさらに強化しなければならない。

しかし、現在のサービック会社における感染予防対策や、感染者が発生した後のクラスター対策も含めた社員への周知は不十分である。

よって、以下のとおり申し入れるので、早急に対策を講じること。

#### 記

1. 全事業所において検温を実施すること。特に、現在検温を延期している第二事業所については早急に実施すること。
2. 全事業所において自宅待機を早急に実施すること。
3. 社員等が新型コロナウイルスに感染した時の社員への周知（概況、対策等）は、社員が安心して納得出来るように速やかに行うこと。
4. 職場の掲示に「当社社員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生しており、本日、新たな感染者についてはHP等で公開される予定です」と記載されている。「新たな感染者」とは、過去に感染した事例があるのか。また、「HP等」の詳細を明らかにすること。
5. サービックHPの「社員へのお知らせ」に、今回の事態を記載しているのか。また、出向者もサービックHPの「社員へのお知らせ」を閲覧できるようにすること。
6. 当該社員に対する職場復帰後のフォローをしっかりと取ること。また、当該社員が職場に復帰するまでの賃金は100%補償すること。

以上